

特定非営利活動法人 茨城県防災士会事務分掌規則

令和2年8月1日

(趣 旨)

第1条 この規則は、定款第21条の規定によりNPO法人茨城県防災士会の組織、事務分掌について必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 防災士会に次の部局を置く。

部局は事務局、総務部、企画・研修部、広報・機関誌部、経理部、女性部とする。

(事務分掌)

第3条 各部の事務分掌は、別表第1による。

(選任等)

第4条 各部の部長及び副部長他は理事会の推薦により理事長が任免する。

(任期等)

第5条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠の為、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

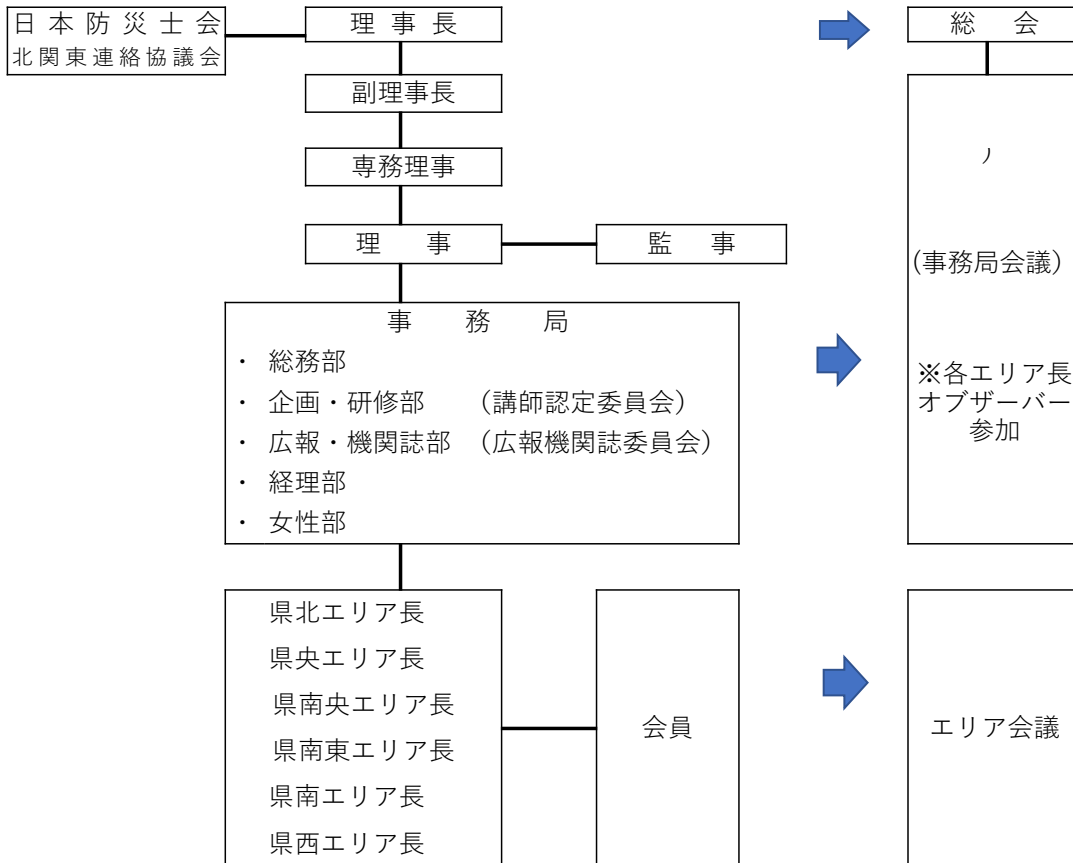
(委 任)

第6条 この規則の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

(附 則)

この規則は、令和2年8月1日より施行する。

組 織 図



別表第1 (第3条関係)

事 務 分 掌

部 局	分 掌 事 務
1. 事務局	(1) それぞれの組織の業務内容を掌握し、それらの業務を共通に分掌する。 (2) 予算の立案、実行状況、決算、内部監査に関すること。 (3) 事業計画、事業報告に関すること。 (4) 諸法令に基づく提出書類及び税務関係提出書類に関すること。 (5) 自治体との会合・行事調整と実施、報告に関すること。 (6) 理事長印、銀行カードの管理に関すること。 (7) 日本防災士会、日本防災士会北関東連絡協議会に関すること。
2. 総務部	(1) 会員の入会及び退会に関すること。 (2) 会員ネットワークの維持、運営、保全に関すること。 (3) 各規程の作成と遵守及び会員の管理に関すること。 (4) 理事会及び通常総会等の実施及び文書等の管理に関すること。 (5) 役員選考委員会の開催と進言に関すること。 (6) 固定資産、機器備品及び消耗品等の購入と管理に関すること。 (7) 会員のボランティア活動保険に関すること。 (8) その他、他の係に属さないこと。
3. 企画・研修部	(1) 講演等依頼受理時の調整と実施、報告に関すること。 (2) 講演教材の点検と保管に関すること。 (3) 会員と会員相互のさらなる知識の向上に向けた研修に関すること。 (4) 講師認定委員会の開催と組織の運営に関すること。 (5) 日本防災士会北関東連絡協議会の研修に関すること。 (6) 地区防災計画推進に関すること。
4. 広報・機関誌部	(1) 機関誌の発行に関すること。 (2) 広報委員会の開催による内容検討に関すること。 (3) 広報宣伝に関すること。 (4) 新聞等各種マスコミの対応に関すること。 (5) ホームページに関すること。
5. 経理部	(1) 月次、中間及び年度の決算に関すること。 (2) 活動予算書、決算書、財務諸表の作成に関すること。 (3) 会計処理及び会計監査に関すること。 (4) 現金及び預金の出納と管理に関すること。 (5) 会員、賛助会員の会費と寄付金納入の管理に関すること。 (6) 日本防災士会北関東連絡協議会の会計に関すること。
6. 女性部	(1) 会員の視点に立った研修の取り組みに関すること。 (2) 会員相互の連携に関すること。 (3) 特色ある講演会等の取り組みに関すること。